

変形労働時間制のまとめ

	期間	導入要件（注1）	総枠計算（注2）	特定	労働時間の上限	有効期間の定め	変形期間の起算日の定め	育児への配慮義務
1か月	1か月以内	就業規則 又は 労使協定	法定時間 × 週数	必要	-	有	有	有
1年	1年以内	労使協定	40時間 × 週数	必要	年280日・週52時間・日10時間	有	有	有
1週間	1週間	労使協定	40時間	不要	10時間	（注3）	無	有
フレックス	3か月以内	就業規則 かつ 労使協定	法定時間 × 週数（注4）	不要	（注5）	有（注6）	有	無

注1：労使協定は、原則として届出義務あり。但し、フレックスタイム制の場合は、1か月を超える場合のみ届出義務あり。

注2：法定労働時間は、原則40時間。特例は44時間。

1年単位の変形と1週間単位の変形は、1週44時間の特例時間の適用はなく、1週40時間。

注3：1週間単位の変形労働時間制は、1週間のみとなる。

注4：週の所定労働日数が5日の労働者の場合は、労使協定により、所定労働日数×8時間も可能。

注5：清算期間が1か月を超える場合は、月平均で週50時間。

注6：1か月を超える場合は有効期間を定める必要がある。